平成３０年（フ）第３０９号
京都市上京区今出川通大宮西入元北小路町155番地　大晋メゾネ西陣今出川1004号
債務者　橋本　仁美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４２５号
京都市西京区上桂森下町25番地１　上桂団地304号室
債務者　文字　美朝
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５４号
堺市北区南花田町88番地１　新緑南花田212号、前住所奈良県葛城市北花内307番地　レオパレスグランシャリオ112号
債務者　青柳　周一
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３０３号
大阪府柏原市国分市場２丁目７番52―303号　グランパリス国分
債務者　戸根　初男
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３６８号
堺市中区福田179番地１　ＫａＫａ・ニーク201号
債務者　樋口　一紀
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３８５号
堺市堺区永代町１丁１番18―803号
債務者　九鬼　尚子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３９０号
堺市北区中長尾町４丁３番９号　瀧本マンション103号
債務者　金井　輝美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３９５号
大阪府高石市羽衣４丁目13番23―909号
債務者　山中守一郎
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４０８号
大阪府羽曳野市伊賀５丁目９番10―105号
債務者　乙井　珠美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４１３号
堺市北区金岡町1218番地　エスポワール金岡102号
債務者　星野　彩花
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
高知市山ノ端町40番地　改住26号
債務者　坂本真由美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５０号
北海道室蘭市東町１丁目27番１―507号
債務者　笹塚冬季江
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
北海道室蘭市東町１丁目27番１―507号
債務者　笹塚留美子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
北海道室蘭市東町２丁目17番３号
債務者　成田　久美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
新潟県新発田市山内389番地
債務者　星野　栄作
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第１８号
新潟県新発田市城北町１丁目10番15号　芝ハイツ202、前住所新潟県新発田市緑町１丁目１番17号
債務者　宮澤　彩子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第８９３号
大阪府吹田市五月が丘西６番２―805号
債務者　吉川　浩士
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部